

船舶事故調査報告書

平成29年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）
委員 田村 兼吉
委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成29年7月31日 00時00分ごろ～07時00分ごろの間）
発生場所	不明（兵庫県明石市江井ヶ島港南方沖～同県姫路市太島東岸）
事故の概要	漁船明石丸は、小型底びき網漁の操業中、船長が落水して死亡した。
事故調査の経過	平成29年8月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 明石丸、4.96トン HG3-25351（漁船登録番号）、個人所有 11.87m (Lr) × 2.81m × 0.68m、FRP ディーゼル機関、48kW（動力漁船登録票による）、昭和53年7月16日
乗組員等に関する情報	船長 男性 54歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和57年4月1日 免許証交付日 平成24年7月31日 （平成29年11月23日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	船首部船底に破口等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東～南東、風力 1～2、視界 良好 海象：海上 平穏、水温 約26℃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、江井ヶ島港南方沖の漁場で、小型底びき網漁の操業を始めた。 僚船の乗組員は、本船の北方に約500m離れた海域で、本船の船長と電話で連絡しながら操業していたとき、本船が、東方を向いてえい網しているのを認めた後、えい網を終えて反転し、平成29年7月31日00時00分ごろ西進しているのを目撃した。 本船は、07時00分ごろ姫路市家島諸島の太島東岸に乗り揚げているところを、付近を航行していた漁船の船長により発見された。

	<p>船長は、09時13分ごろ船体を捜索していた海上保安庁職員により、後部甲板から海中に出ていた漁具に引っ掛かった状態で発見された。</p> <p>船長は、搬送された病院で死亡が確認され、溺死と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船、写真2 後部甲板、写真3 網を吊り上げた状態(僚船の後部甲板)、写真4 C環の連結状況(僚船) 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、ふだん、船長が1人で乗り組み、江井ヶ島港及び兵庫県東播磨港の南方沖の漁場で小型底びき網漁に従事し、火曜日及び土曜日を除く毎日22時ごろ出港し、23時ごろから翌日12時ごろまでの間、繰り返し操業を行っていた。</p> <p>本船が行う小型底びき網漁は、長さ約120～150mの引き索(ワイヤ)を用いて長さ約10mの網を約1時間かけてえい網するもので、えい網を終えて揚網する際、網尻部に取り付けられたしぼりと称するロープの端末にあるC環を操舵室後方の巻揚機に導かれたロープの端末にあるC環に連結し、しぼりを巻揚機で巻いて網の一部を船尾部に設置した^{やぐら}に吊り上げ、漁獲物が入っている袋網を後部甲板に手繰り寄せて漁獲していた。</p> <p>本船は、漁獲後に投網する際、機関を前進にかけ、船尾端付近でC環の連結を外して網尻部から網を船尾海面に搬出し、巻揚機のブレーキを緩めながら引き索を繰り出していた。</p> <p>本船は、発見されたとき、機関が前進にかかった状態で、C環の連結が外れて網のほとんどが後部甲板から海中に出ていたが、引き索が巻揚機のドラムに巻かれ、漁獲物が網の中になく、魚倉に入っていた。</p> <p>僚船の乗組員は、発見されたときの本船の状況から、船長が、投網時にC環を外して網を搬出した際、漁具が身体の一部に絡んで漁具と共に落水したと思った。</p> <p>船長の救命胴衣は、操舵室に置かれていた。</p> <p>船長は、ふだん、浮体のついたカッパを着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長は、溺死した。</p> <p>本船は、00時00分ごろ漁場で操業しているところを目撃された後、07時00分ごろ太島東岸に乗り揚げているところを発見されたことから、この間において、船長が落水したものと考えられる。</p> <p>船長は、後部甲板から海中に出ていた漁具に引っ掛かった状態で発見され、また、本船が発見された際、機関が前進にかかった状態で、</p>

	<p>C環の連結が外れて網のほとんどが後部甲板から海中に出ており、引き索が巻揚機のドラムに巻かれて網の中に漁獲物が入っていなかったことから、投網中に落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることができなかった。</p> <p>船長は、落水して溺死したものと考えられるが、溺死した状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、小型底びき網漁の操業中、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 投網作業を行う際には、網及び動索の動きに注意し、落水防止に努めること。 ・ 甲板上で漁ろうに従事するときは、救命胴衣を着用すること。

付図1 事故発生場所概略図

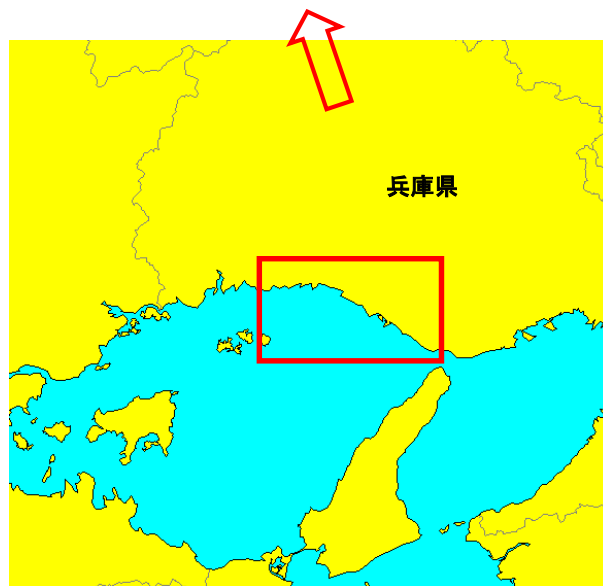
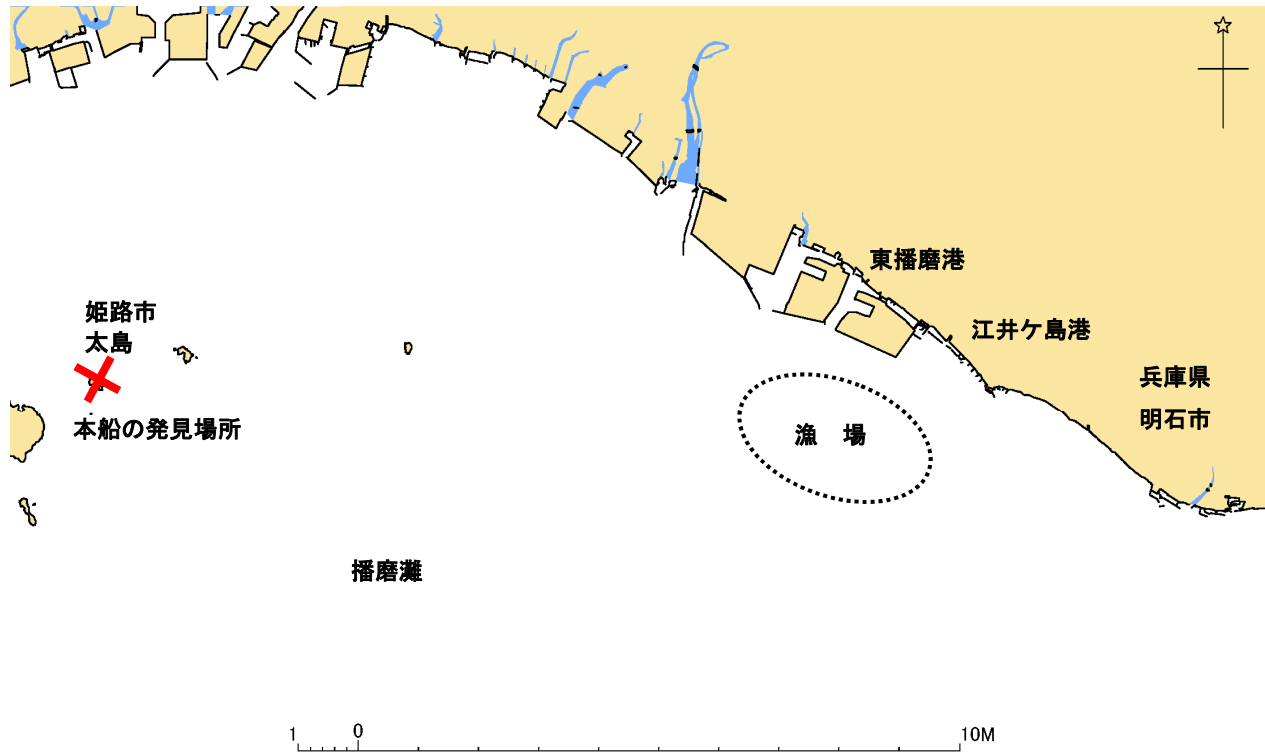


写真1 本船



写真2 後部甲板

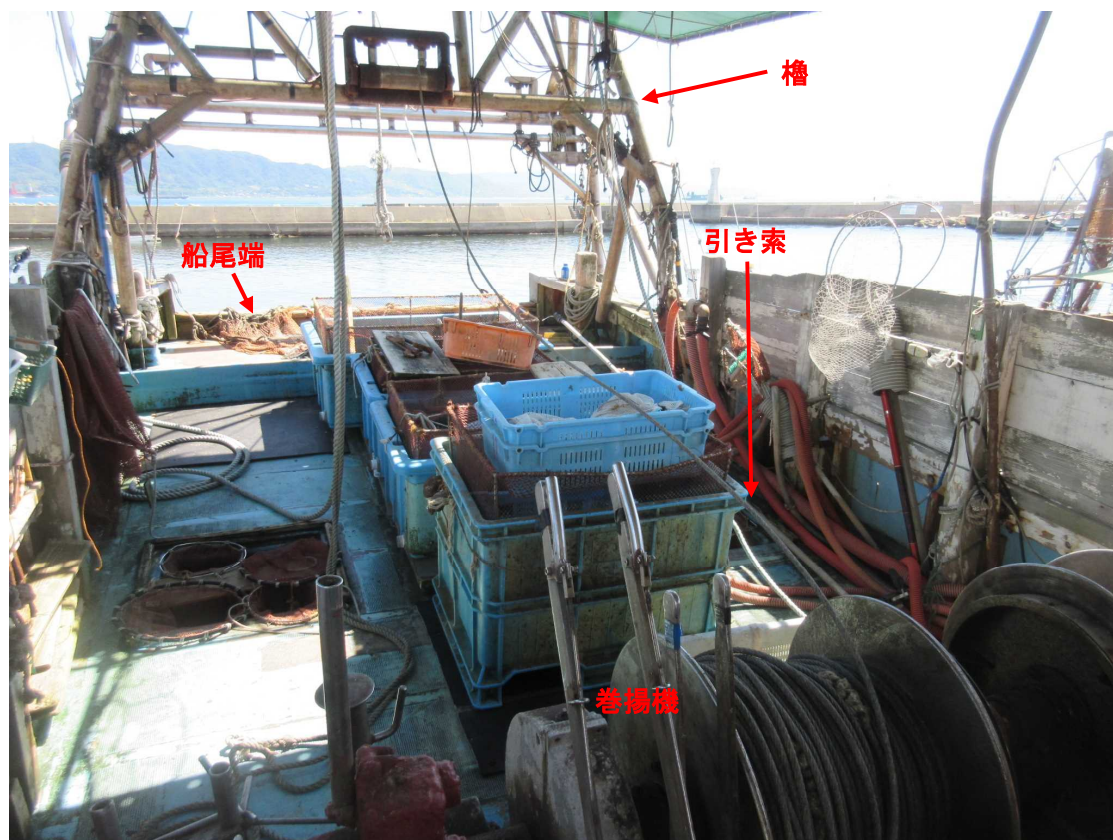


写真3 網を吊り上げた状態（僚船の後部甲板）



写真4 C環の連結状況（僚船）

